

債権譲渡ファイナンスと消費税課税

高橋 正彦（横浜国立大学）

我が国の消費税は、多くの国々で導入されている付加価値税と同様に、消費型付加価値税に該当する。消費税法で消費税は、「資産の譲渡等」、すなわち「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」を対象とする。対価性のない取引や、事業として行われない取引は「不課税取引」となる。消費税の対象取引は、「課税取引」と「非課税取引」に区分される。有価証券や支払手段、および金銭債権（貸付金、預金、売掛金等）の譲渡などの金融取引は非課税取引とされる。

クレジット会社からSPC（特別目的会社）等への証券化目的でのクレジット債権の譲渡で、全額が非課税取引として扱われた。この結果、同社にとって、税の累積排除のための課税売上割合（課税売上高／（課税売上高＋非課税売上高））が低下し、仕入税額控除が減少して、消費税の納付額が増加するという問題が、1999年以降に発生した。これに対し、国税庁は、課税売上割合に準ずる割合という便法を採用した。

2014年度の税制改正の一環として、消費税法施行令の改正により、課税売上割合の計算上、金銭債権の譲渡について、有価証券の譲渡等の場合と同様に、その対価の5%相当額を分母に算入することとされた。これは、金融庁等の税制改正要望を受けたもので、従来の個別的な便法と異なり、金銭債権譲渡の形態をとる広範な金融取引である債権譲渡ファイナンスにとって、税制面での追い風となる。ただ、本改正の背景について、国税庁等は十分な説明を行っていないうえ、改正時期も遅きに失した。

中小企業等の事業再生の場面で経済産業省などが推進してきた、デット・エクイティ・スワップ（債務の株式化）では、会社債権者の債務者会社への貸付債権の現物出資が金銭債権譲渡に当たり、消費税法上の非課税取引とされると、上記と同様の問題が発生する。今回の税制改正には、そうした事情への配慮もあると推測される。

有価証券や金銭債権の譲渡等の金融取引と消費税課税に関しては、5%ルール適用などの論点以前に、元本部分に相当する不課税取引と、金利（に含まれる付加価値）部分に相当する非課税取引との線引きという、基本的な問題がある。さらにそれ以前に、付加価値税としての消費税の金融取引への課税のあり方という、より本質的な問題も存在する。こうした問題は、租税法理論・実務上も、債権譲渡ファイナンスの学際的な考察の観点からも、重要で興味深い論点を提起している。